

# 岐阜県公報

号外 (七) 平成二十八年 三月二十九日

## 目次

### 警察告示

岐阜県警察本部長が保有する公文書の公開等に関する規程の一部改正  
 岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程の一部改正

(広報県民課) 一  
 (同) 一

## 警察告示

### 岐阜県警察告示第一号

岐阜県警察本部長が保有する公文書の公開等に関する規程（平成十四年岐阜県警察告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県警察本部長 岡 真 臣

別記第三号様式、別記第四号様式及び別記第十号様式中「60日」を「3か月」に改め、「~~行政不服審査法に基づく~~」を削る。

別記第十一号様式中「~~基づく~~」を「~~基づく~~その裁決に係る」に改める。

### 岐阜県警察告示第二号

岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程（平成十八年岐阜県警察告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県警察本部長 岡 真 臣

別記第四号様式及び別記第五号様式中「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削る。

別記第十一号様式中「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「公開する」を「開示する」に改める。

別記第十四号様式中「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削る。

2。

岐阜県十戸町警察中「60日」を「3か月」とし、「行政不服審査法に基づき」を「行政事件訴訟法に」を「行政事件訴訟法に基づき」とする。

岐阜県十二戸町警察及び岐阜県十三戸町警察中「60日」を「3か月」とし、「行政不服審査法に基づき」を「行政不服審査法に基づき」とする。

岐阜県十六戸町警察中「基づき」を「基づくその裁判に係る」とする。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一  
岐阜文芸社